

作業基準

平成29年11月1日

齋島汽船株式会社

目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、斎島～久比航路及び三角～久比航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 乗組員の作業は、以下の通りとする。

- ① 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
 - ② 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
 - ③ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し
 - ④ その他旅客及び車両の乗下船に関する作業
- 2 船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 乗組員は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船準備作業)

第4条 乗組員は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行う。原則として、旅客については離岸10分前、車両についても離岸10分前から乗船作業を開始する。

- 2 乗船作業開始時刻になったとき、乗組員はそれぞれの配置につき、乗船通路を設置し、旅客に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第5条 乗組員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。

- 2 乗組員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(車両の積込み)

第6条 乗組員は、車両を積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。

- 2 乗組員は、航送旅客を客室へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第7条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。但し規程35条第3項の規定に基づき、航行中、運転者等が車内にとどまることを認められた自動車（以下「認定自動車」という。以下同じ。）を搭載する際、運転者等の中に乗下車に際して介助を必要とする者が含まれると認める場合にあっては、緊急時の脱出等対応を容易にするため、車の間隔を広く確保する、または、避難誘導が容易となる場所に自動車を積付ける等措置を講じること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。
- (4) 認定自動車は、車両区域のうち、閉囲された場所以外であり、かつ、天井張り及び内張が設けられている場合にあっては、それらの露出面が炎の広がりやすい特性を有する場所に搭載すること。

2 乗組員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。

(1) 認定自動車以外の自動車の運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、また、セクターレバーをパーキングに入れる（オートマチック車（以下、「AT車」という。）に限る。）よう明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。

(2) 認定自動車の運転手に対して、サイドブレーキを引き、また、セクターレバーをパーキングに入れる（AT車に限る。）よう明確に指示し、さらに、車両から離れる際、車内が無人の場合にはエンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切るよう明確に指示すること。

(3) 認定自動車の運転者に対して、前項に掲げる内容に加えて、救命胴衣の位置を伝え、また、車内に旅客がいる間は車内にとどまること及びやむを得ず車を離れる際には出入口を一つ以上開けておくことを指示し、さらに、緊急時には車内の旅客の避難誘導等に協力するよう要請すること。

(4) 前号までの規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車、家畜等積載車、救急車、警察車両又はその他の自動車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内でその作業を認めるものとする。

3 船長は、次の措置を講ずる。

(1) 緊急時の旅客の避難誘導、脱出等を容易にするため、船員の巡視等により、航行中、認定自動車の位置及び車内の人数（車両甲板に備えられた救命胴衣の数を超えないこと）の把握に努めること。

(2) 基準運航が困難、基準経路の変更の際には、認定自動車の運転者に対し、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統の全てのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、セクターレバーをパーキングに入れる。（AT車に限る。）よう明確に指示した後、旅客を下車させ、車両区域にとどまらせないこと。

（車止め作業）

第8条 乗組員は、すべての自動車について、車の前後への移動を防ぐため、車止めを施す。

（離岸準備作業）

第9条 乗組員は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積付けが終了したときは直ちに舷門を閉鎖する。

2 乗組員はランプウェイを収納する。

3 乗組員は、車両の積込みが終了したときは、航送旅客（第7条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車、規程第35条第1項（4）号の自動車の運転者等並びに認定自動車の運転者等を除く。）が車両区域に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路を遮断する。また、旅客が車両区域へ出入りしないよう周知の標示を通路等に設けること。

4 乗組員は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載車両数

(2) 第7条第2項第2号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

（離岸作業）

第10条 乗組員は、離岸作業完了後、適切な時期に出港について放送等をさせる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認し、その旨を船長に連絡する。

2 乗組員は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

（着岸作業）

第11条 乗組員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

2 乗組員は、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（係留中の保安）

第12条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法、ランプウェイ又はタラップの保安に十分留意する。

（下船準備作業）

第13条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、乗組員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 乗組員は、前項の指示を受けたときは車両区域の出入口を開放し、ランプウェイ又はタラップを架設し、舷門を開放する。

3 乗組員は、ランプウェイの架設完了を確認した後、車両の車止めを取りはずす。

(旅客の下船)

第14条 乗組員は、車両の下船が完了したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第15条 乗組員は、航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

(1) 運転者は、係員の指示に従って自動車を操作及び運転すること。

(2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

2 乗組員は、着岸後、航送旅客を乗車させる。

3 乗組員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。

4 乗組員は、車両の陸揚げに際しては、ランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

第16条 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、乗組員は、通路を遮断する。

2 乗組員は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第17条 乗組員は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断し船長にその旨通報する。

2 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は運航管理補助者と協議して作業を中止するかどうかを決定する。

3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに乗組員にその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第18条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

(遵守事項等の掲示例)

(1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 車両は、乗下船時、徐行すること。

(3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。

(4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること(夜間)。

(5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。

(6) 特に認められた場合を除き、車両甲板で下車し、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。

(7) 発航時に、車両甲板に搭載された車内にとどまることが認められた旅客であっても、航行中、船長の判断により、下車し、車両甲板から客室等へ移動しなければならない場合があり、また、このような場合に、下車する際は、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠して、車両区域にとどまらず客室等へ行くこと。

(8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

(9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第19条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) その他旅客の遵守すべき事項

①下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

②航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。

③下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

第20条 船長は、気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。